

新型コロナウイルス感染症に係る検査についての申し合わせ

都、特別区、八王子市、町田市は、新型コロナウイルス感染症の検査について、下記のとおり申し合わせた。

記

- ・ 新型コロナウイルス感染症の検査の実施は、国が定める「感染が疑われる患者の要件」に基づいて判断することを原則とする。
- ・ その要件に合致しない場合でも、症状、患者等との濃厚接触の度合い、他の疾患との鑑別の状況などにより、新型コロナウイルス感染症が強く疑われると判断する症例については、医療機関と調整の上、実施する。

・ 国が定める「感染が疑われる患者の要件」（令和2年2月3日）

- I 発熱又は呼吸器症状（軽症含む）を有し、確定患者と濃厚接触歴あり
- II 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（中国湖北省）に渡航・居住していた者
- III 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14日以内に対象地域（中国湖北省）に渡航・居住していた者との濃厚接触歴あり
- IV 発熱・呼吸器症状その他感染症を疑わせる症状のうち、医師が医学的知見に基づき、集中治療等が必要かつ特定の感染症と診断することができないと判断し鑑別を要したもの